公益社団法人千葉県栄養士会定款

目　　　次

第　１章　総　則（第１条～第２条）

　第　２章　目的及び事業（第３条～第４条）

第　３章　会　員（第５条～第１１条）

第　４章　総　会（第１２条～第２０条）

第　５章　役員等（第２１条～第２８条）

第　６章　理事会（第２９条～第３３条）

第　７章　業務担当部及び職域事業部並びに地域事業部（第３４条～第３９条）

第　８章　事務局（第４０条～４１条）

第　９章　資産及び会計（第４２条～第４６条）

第１０章　定款の変更及び解散（第４７条～第５０条）

第１１章　公告の方法（第５１条）

第１２章　雑　則（第５２条）

附　　則

**第1章　総　則**

（名　称）

第１条　この法人は、公益社団法人千葉県栄養士会と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

**第２章　目的及び事業**

（目　的）

第３条　この法人は、千葉の大地と暮らしを愛し、多彩な食材の恵みを受けて健やかに生きようとする県民の営みを支援すべく栄養の指導と食事療法の職務に就く管理栄養士・栄養士の集うところとして、県民の健康と福祉を培う食生活及び疾病の予防並びに治療法の形成・普及・実践に資する各種の事業を遂行し、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１） 県民の健康と食事・栄養摂取の実態、及び、栄養指導・食事療法の事例・症例に関する調査研究、栄養指導・食事療法に関する技法の開発、「食の宝庫千葉」の食材に培われた伝統的な食文化の継承と発展、県民の健全な食生活を彩る料理・献立の考案と普及、公衆衛生施策の立案への参画などをとおして、食と栄養の科学及び実用技術の振興を図る事業

（２） 系統的・発展的な卒後教育・生涯学習の推進、及び、養成教育への支援などにより、栄養指導・食事療法のたしかな技能と常に一人ひとりの県民に誠実に寄り添う心をもって疾病の予防と治療に臨み、県民の健康と福祉の増進に貢献する管理栄養士・栄養士を育成する事業

（３） 健康の増進、疾病の予防と治療に資する食事・栄養摂取のあり方について、講演会や講習会の開催、開かれた常設的相談窓口の設営、地域社会での諸活動、刊行物等による知識・知恵の発信と交流など、多様な形態で行う栄養指導・給食管理・食事療法や食育に関する取り組みをとおして、県民の健全で稔り豊かな食生活の自律的な営みを支援する事業

（４） 地域社会の保健・医療・福祉の増進に関わる各種の専門職・専門家の連携と協働関係の形成、食品・食事の提供に関係する事業者への業務支援、地域社会の栄養改善に貢献した個人・団体の顕彰、管理栄養士・栄養士にかかる制度の改善を図る取り組みや職業紹介事業などをとおして、県民の健全な食生活を支える食環境の整備を進める事業

（５）その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

２　前項に定めた事業は、その実施区域を千葉県内とする。

**第３章　会 　員**

（ 会　員 ）

第５条　この法人の会員は、栄養士法（昭和２２年法律第２４５号）第２条の規定の管理栄養士、栄養士の免許を有する者で、この法人の目的に賛同する個人とし、理事会の承認を得た者とする。

２　前項の定めにかかわらず、この法人の会員に名誉会員の称号を、この法人の会員以外の者に協賛会員または特別会員の名称を付与することができる。協賛会員及び特別会員の名称は、これを付与された者を会員とするものではない。

３　名誉会員及び協賛会員、特別会員に関し必要な事項は、理事会がこれを定める。

４　次条以下の規定において会員とは、第１項の会員を指すものとする。

５　第１項の会員をもって、一般社団法人法及び一般財団法人法に関する法律（平成１８年６月２日法律第４８号。以下｢法人法｣という。）上の社員とする。

（入　会）

第６条　この法人の会員になろうとする者は、この法人に対して入会の申し込みをし、理事会の承認を得なければならない。

２　入会の申し込みに関し必要な事項は、理事会がこれを定める。

（経費の負担）

第７条　会員は、この法人の事業活動に必要な費用に充てるため、総会において別に定める入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払う義務を負う。

（任意退会）

第８条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(法定の退会)

第９条　会員は前条の場合のほか、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、退会する。

　（１） 第７条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき

（２） 管理栄養士若しくは栄養士の免許を取り消されたとき

（３） 総会員の同意があるとき

（４） 死亡又は失踪宣告を受けたとき

（５） 除名されたとき

（除　名）

第１０条　会員の除名は、当該会員が次の各号のいずれかに該当するときに限り、総会の

決議によってこれを行うことができる。この場合、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ総会において弁明する機会を与えなければならない。

（１） この定款その他の規則に違反したとき

（２） この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

（３） その他除名すべき正当な事由があるとき

２　前項の規定により除名が決議されたときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

（退会に伴う権利及び義務）

第１１条　会員が前３条の規定により退会したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

２　既納の会費等及びその他の拠出金品は、会員が退会した場合でも、これを返還しない。

**第４章　 総　　会**

（開　催）

第１２条　この法人の総会は、定時総会として毎年度５月に１回開催するほか、必要ある場合に開催する。

２　前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

（構　成）

第１３条　総会は、すべての会員をもって構成する。

（権　限）

第１４条　総会は、次の事項について決議する。

（１） 会員の除名

（２） 理事及び監事の選任又は解任

（３） 理事及び監事の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受け取る財産上の利益をいう。以下同じ。）の額

（４） 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認

（５） 定款の変更

（６） 解散及び残余財産の処分

（７） 管理栄養士・栄養士の職業倫理の規定の制定及び改廃

（８） その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で別に定める事項

２　前項の規定にかかわらず、次条第２項の規定により開催された総会は、同項の書面に記載した目的である事項以外の事項については、決議することはできない。

（招　集）

第１５条　総会は、次項による総会の招集の請求につき、会員が、一般法人法第３７条第２項の規定により総会を招集する場合を除き、理事会の決議に基づき、会長（第２１条第２項に規定する者。以下同じ。）が招集する。

２　総会員の議決権の５分の１以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集理由を示して、総会の招集の請求をすることができる。この場合、会長は速やかに総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会員に対し次に掲げる事項を記載した書面をもって、開催の２週間前までに通知しなければならない。

(１)　総会の日時及び場所

(２)　総会の目的である事項

(３)　総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができると定めたときはその旨

（議　長）

第１６条　総会の議長は、総会において出席会員の中から選出する。議長が選出されるまでの仮議長は、会長がこれに当たる。

（議決権）

第１７条　総会における議決権は、会員１名につき１個とする。

（決　議）

第１８条　総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

　（１） 会員の除名

　（２） 監事の解任

　（３） 定款の変更

　（４） 解散

　（５） その他法令で定めた事項

３　役員を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。

４　理事又は監事の候補者の合計数が第２１条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

（議決権の代理行使等）

第１９条　会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

２　会員が書面によって議決権を行使することができる旨を定めて総会の招集の通知が行われ、同通知の際に議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類及び議決権を行使するための書面の交付を受けた会員は、必要な事項を記載した同書面を、理事会が法令に従い定めた特定の時又は総会の日時の直前の業務時間の終了時までにこの法人に提出して議決権を行使することができる。

３　前項の規定に基づき書面によって行使した議決権の数は、前条における出席した会員の議決権の数に算入する。

（議事録）

第２０条　総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議事録には、議長及び総会において選出された議事録署名人２人が記名押印する。

**第５章　役　員　等**

（役員の設置）

第２１条　この法人に、次の役員を置く。

（１） 理事　２３名以上２８名以内

（２） 監事　２名

２　理事のうち１名を会長とし、２名を副会長とする。

３　前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とする。

（役員の選任）

第２２条　役員は、総会の決議によって選任する。

２　前項の決議に際し、理事又は監事が欠けた場合、又は、定款で定めた理事又は監事の員数を欠くこととなる時に備えて、総会は、補欠の役員を選任することができる。

３　理事会は、会長及び副会長を選定する。この場合において理事会は、総会にこれを付議した上で、その決議結果を参考にすることができる。

４　前項の会長が欠けた場合は、あらかじめ理事会において定めた順序により副会長がその職務を行う。

５　理事と監事とは、相互に兼ねることはできない。

６　監事のうち１名以上は、会員以外である有識者とする。

（理事の職務及び権限）

第２３条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を行う。

２　会長及び副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　副会長は、会長を補佐する。

４　会長及び副会長は、毎事業年度に４か月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２４条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

３　監事は、理事会に出席し必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

（役員の任期）

第２５条　理事及び監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

３　理事及び監事は、第２１条に定める定数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２６条 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。

（役員の報酬等）

第２７条　役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（顧問及び参与）

第２８条 この法人に、任意の機関として、顧問及び参与を各々若干名置くことができる。

２　顧問及び参与は、次により選出する。

(１)　顧問は、この法人の会員以外の学識経験者等であって、この法人の設立の目的等を理解している者

(２)　参与は、この法人の会員であって会長経験者若しくは、これに準ずる者

３　顧問及び参与は、次の職務を行う。

(１)　顧問は、会長の諮問に応じて、この法人の重要な事項について意見を述べる

(２)　参与は、この法人の重要な事項について会長の諮問に応じ、又は理事会に出席して意見を述べる。ただし、決議に加わることはできない

４　顧問及び参与の選任及び解任は、理事会において決議する。

５　顧問及び参与の任期は、理事及び監事の任期に準ずる。

**第６章　理　事　会**

（構　成）

第２９条　この法人に、理事会を置く。

２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権　限）

第３０条　理事会は、次の職務を行う。

(１)　この法人の業務執行の決定

(２)　理事の職務の執行の監督

(３)　会長及び副会長の選定及び解職

（招　集）

第３１条　理事会は、会長が招集し、その議長となる。

２　会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により副会長が理事会を招集し、議長となる。

（決　議）

第３２条　理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

３　第１項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第３３条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した会長及び副会長、監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

**第７章　業務担当部及び職域事業部並びに地域事業部**

（業務担当部）

第３４条　第４条に定める事業を円滑に実施するため、別に定める部を設置する。

２　理事は、いずれかの部に所属する。

３　業務担当部の設置及び運営に関する事項は、理事会がこれを定める。

（業務担当部の業務）

第３５条　業務担当部は、担当事業の実施について企画立案し、理事会に提案する。

（職域事業部）

第３６条職域ごとの専門性を生かした公益目的事業を推進するため、この法人に別に定める職域ごとに職域事業部を置く。

２　会員は、少なくとも職域事業部の一つに所属する。

３　職域事業部の設置及び運営に関する規程は、理事会がこれを定める。

(職域事業部の業務)

第３７条　職域事業部は、職域に関する事項についての調査、研究、研修、講演、知見の普及、その他の第４条第1項に規定する事業を行う。

（地域事業部）

第３８条　この法人は別に定める区域を対象に地域事業部を置くことができる。

２　地域事業部の設置及び運営に関する規程は、理事会がこれを定める。

(地域事業部の業務)

第３９条　地域事業部は、対象地域の特性を踏まえた公益目的事業を推進するため、調査、研究、研修、講演、知見の普及、その他の第４条第１項に規定する事業を行う。

**第８章**　**事務局**

（設置等）

第４０条　この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

２　事務局には、所要の職員を置く。

３　重要な職員の選任及び解任は理事会がこれを決定する。

４　職員は、会長の指示により事務に従事する。

５　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会がこれを定める。

（帳簿及び書類の備付け）

第４１条　事務所には、この定款に定めるもののほか次に掲げる帳簿及び書類を備えて置かなければならない。

（１） 会員の異動に関する書類

（２） 職員の名簿及び履歴書

（３） 許可、認可等及び登記に関する書類

（４） 別に定める帳簿及び書類

**第９章　資産及び会計**

（基本財産）

第４２条　第４条の事業を行うために理事会で定めた基本財産については、その適正な維持及び管理に努めるものとする。

２　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成１９年９月７日内閣府令第６８号。以下「公益法人認定法施行規則」という。）第２２条第３項第１号から同項第６号までに掲げる財産に該当するとして理事会が定めた基本財産及び特定資産の管理は、理事会が別に定める手続規程に基づきこれを行う。

（事業年度）

第４３条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画書及び収支予算書）

第４４条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得る。これを変更する場合も、同様とする。

　　これらの書類は、当該年度の定時総会に提出してその内容を報告する。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第４５条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を得なければならない。

（１） 事業報告

（２） 事業報告附属明細書

（３） 貸借対照表

（４） 損益計算書（正味財産増減計算書）

（５） 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

（６） 財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号､第３号､第４号及び第６号の書類については定時総会に提出し、第１号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を得なければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き､一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１） 監査報告

（２） 役員の名簿

（３） 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４） 運営組織及び事業活動状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

４　前項の会員名簿及び前項第２号の役員の名簿については、会員以外の者から閲覧等の請求があった場合には、個人の住所に係る部分を除外して閲覧等をさせることができる。

（公益目的取得財産残額の算定）

第４６条　会長は、公益法人認定法施行規則第４８条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第３項第４号の書類に記載するものとする。

**第１０章　定款の変更及び解散**

（定款の変更）

第４７条　この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解　散）

第４８条　この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第４９条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から１か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年６月２日法律第４９号。以下「公益法人認定法」という。）第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第５０条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益法人認定法第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

**第１１章　公告の方法**

（公告の方法）

第５１条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

**第１２章　　雑　　　則**

（委　任）

第５２条　この定款の施行に必要な事項は、この定款で別に定めるものを除いて理事会が定める。

附　則（平成２３年９月２８日）

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１８年法律第５０号）第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

２　この法人の最初の代表理事は長谷川克己、石井國男、江尻喜三郎とする。

３　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第４３条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附　則（平成２６年５月３１日）

　この定款の変更は、平成２６年５月３１日から施行する。

　　　（平成２７年５月３０日）

　この定款の変更は、平成２７年５月３０日から施行する。

　　　（平成２９年５月２７日）

　この定款の変更は、平成２９年５月２７日から施行する。